

茅ヶ崎市インターネット119番緊急通報システム運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、音声で会話することが困難な者から消防機関への緊急通報に関し、インターネットを利用した消防機関への緊急通報システム（以下「NET119」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）第3条第1号ア、イ及びウに規定する者をいう。
- (2) 通報端末 スマートフォン、携帯電話その他のインターネット接続機器であつて、NET119を利用して消防機関へ緊急通報することができる機器をいう。

(対象者)

第3条 NET119を利用することができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市民であること。
- (2) 聴覚、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の低下その他消防長が認める事由により音声で会話することが困難であること。

(登録の申込み)

第4条 NET119の利用登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、茅ヶ崎市NET119利用登録・変更申込書（第1号様式）を、消防長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、NET119の利用登録が完了した者（以下「登録者」という。）が、登録の内容を変更する場合について準用する。

(登録内容の確認)

第5条 消防長は、前条の規定による申込みを受けたときは、登録に必要な事項を確認し、当該事項を入力した後、登録希望者に仮登録メールを送信するものとする。

- 2 前項の規定により仮登録メールを送信するときは、登録希望者ごとに作成する通報専用URLを併せて送信するものとする。

(登録の廃止)

第6条 登録者は、NET119の登録廃止を希望するときは、茅ヶ崎市NET119利用廃止届出書(第2号様式)を消防長に提出しなければならない。ただし、通報端末から登録抹消を行った場合は、この限りでない。

(登録の取消し)

第7条 消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により登録者となったとき。
- (2) 転居、死亡、その他の事由により市民でなくなったとき。

(通報方法)

第8条 利用者は、火災、救急その他災害があったときは、所有する通報端末を用いて通報専用URLから消防機関へ緊急通報するものとする。

- 2 通報専用URLから消防機関への緊急通報に係る通報端末、データ通信等に要する費用は、利用者の負担とする。

(補則)

第9条 この要綱に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、制定の日から施行する。
- 2 NET119の運用の開始に必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。